

(別添)

廃業時における
「経営者保証に関するガイドライン」の基本的考え方

令和4年3月

経営者保証に関するガイドライン研究会

廃業時における
「経営者保証に関するガイドライン」の基本的考え方

1. はじめに.....	2
2. 基本的考え方の位置付け.....	3
3. 基本的考え方改定の背景.....	3
4. 対象債権者の範囲の明確化.....	4
(1) リース債権者.....	4
(2) 固有債権者.....	4
5. 対象債権者における対応の明確化.....	5
(1) ガイドラインに基づく保証債務の整理への誠実な対応.....	5
(2) 保証債務の履行.....	5
6. 主たる債務者及び保証人における対応.....	6
7. 支援専門家における対応.....	7
8. その他.....	9

1. はじめに

- ・ 経営者保証の取扱いについては、平成26年2月に、「経営者保証に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）が運用開始されて以降、『経営者保証に関するガイドライン』Q&A」（以下「ガイドラインQA」という。）の改定を重ねながら、8年余りが経過した。また、令和元年12月には、事業承継時に経営者保証を理由に後継者候補が承継を拒否するといった課題を解決するため、「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」が定められ、ガイドラインの一層の周知、普及が図られてきたところである。
- ・ 一方、中小企業の倒産時に、個人保証をしている経営者が個人破産となるケースが多いことは、中小企業の経営者にとって事業再生の早期決断の大きな障害要因になっているとの指摘もあるところ、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）では、「倒産時の個人破産を回避するため、経営者保証に関するガイドラインの内容を明確化し、活用を促す措置を検討する」こととされた。
- ・ この「廃業時における『経営者保証に関するガイドライン』の基本的考え方」（以下「基本的考え方」という。）は、こうした背景を踏まえ、中小企業の廃業時に焦点を当て、中小企業の経営規律の確保に配慮しつつ、現行のガイドラインの趣旨・内容を明確化し、ガイドラインに基づく保証債務整理の進め方を整理するとともに、主たる債務者、保証人、対象債権者及び弁護士等の支援専門家について、中小企業の廃業時におけるガイドライン活用の観点から求められる対応を明記したものである。そのため、ガイドラインの趣旨・内容について、変更を加えるものではない。
- ・ 基本的考え方が、主たる債務者、保証人、対象債権者及び保証債務の整理に携わる支援専門家の、ガイドラインに基づく保証債務整理の理解の一助となり、主たる債務者が廃業したとしても、保証人は破産手続を回避し得ることが周知されることで、経営者が早期に経営改善、事業再生及び廃業を決断し、主たる債務者の事業再生等の実効性の向上に資するとともに、保証人が新たなスタートに早期に着手できる社会を構築し、ひいては地域経済全体の発展に資することが期待される。

2. 基本的考え方の位置付け

- ・ 基本的考え方は、主たる債務者が、廃業のために、法的債務整理手続の開始申立て又は利害関係のない中立かつ公正な第三者が関与する私的整理手続の申立てをこのガイドラインの利用と同時に現に行い、又は、これらの手続が係属し、若しくは既に終結している場合¹（以下「廃業時」という。）を想定している。
- ・ したがって、基本的考え方は、ガイドライン第7項「保証債務の整理」に当たって留意すべき点を中心とした内容となっており、保証債務整理について手続の明確化を行っている。なお、基本的考え方における各用語の定義は、特に断りのない限り、ガイドライン及びガイドラインQAと同様とする。

3. 基本的考え方改定の背景

- ・ 令和4年3月に基本的考え方が公表されて以降、主たる債務者、保証人、対象債権者及び保証債務の整理に携わる支援専門家の間で、主たる債務者が廃業したとしても、保証人は破産手続を回避し得ることが周知され、取組みが進んできたところである。
- ・ かかる中、「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和5年6月16日閣議決定）及び「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」（令和5年6月16日閣議決定）では、企業経営者に退出希望がある場合の早期相談体制の構築など、退出の円滑化を図る旨が明記され、企業経営者への早期相談の重要性について周知徹底を行うこととされた。
- ・ また、ガイドラインでは、主たる債務者が廃業する場合に、当該手続に早期に着手したことによる保有資産等の劣化防止に伴う回収見込額の増加額について合理的に見積もりが可能な場合は、当該回収見込額の増加額を上限として、事業清算後の新たな事業の開始等のため、一定期間の生計費に相当する額や華美でない自宅等も保証人の残存資産に含まれる可能性がある、

¹ ガイドライン第7項(1)ロ)は、保証人がガイドラインに基づく保証債務の整理を対象債権者に対して申し出ることができる要件として、「主たる債務者が破産手続、民事再生手続、会社更生手続若しくは特別清算手続（以下「法的債務整理手続」という。）の開始申立て又は利害関係のない中立かつ公正な第三者が関与する私的整理手続及びこれに準ずる手続（中小企業活性化協議会による再生支援スキーム、事業再生ADR、私的整理に関するガイドライン、中小企業の事業再生等に関するガイドライン、特定調停等をいう。以下「準則型私的整理手続」という。）の申立てをこのガイドラインの利用と同時に現に行い、又は、これらの手続が係属し、若しくは既に終結していること」を挙げている（ガイドラインQA「Q. 7-2」参照）。

としている。

- ・ これらを受け、経営者保証に関するガイドライン研究会において、企業経営者に退出希望がある場合の早期相談の重要性について、主たる債務者、保証人、対象債権者及び保証債務の整理に携わる支援専門家に対し、より一層の周知を行っていく観点から、廃業手続に早期に着手することが、保証人の残存資産の増加に資する可能性があること等を明確化する基本的考え方の改定を実施した。

4. 対象債権者の範囲の明確化

(1) リース債権者

- ・ 中小企業は、ファイナンス・リース契約又はオペレーティング・リース契約（以下「リース契約」という。）を締結し、設備投資等を行うことが多い。廃業時における保証債務の整理においては、主たる債務者が廃業するに当たり、事業に使用しているリース対象資産を処分することが想定され、リース契約に係る保証債務が顕在化することが想定される。そのため、廃業時における保証債務の整理においては、リース契約に係る保証契約を締結したリース債権者は、ガイドライン上の対象債権者になり得るため²、保証債務の整理に関する協議を求められた場合には、ガイドラインに基づく対象債権者として参加することが強く求められる。

(2) 固有債権者

- ・ 保証人に住宅ローンを含むその他の固有の債務（以下「固有債務」という。）が存在し、当該固有債務が保証人の弁済計画の履行に重大な影響を及ぼすおそれがある。そのため、廃業時における保証債務の整理においては、固有債務の債権者（以下「固有債権者」という。）は、ガイドラインに基づく対象債権者になり得るため、債務整理に関する協議を求められた場合、ガイドラインの趣旨を考慮しつつ、誠実に対応することが望ましい³。協議の結果、当該固有債務が弁済計画の対象に含まれる場合は、当該固有債権者は、保証人の資産の処分・換価により得られた金銭の配分の際の対象債権者に含まれる⁴。

² 「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」第三部1.（1）においては、廃業型の場合、第一部3.の定めにかかわらずリース債権者も同ガイドラインの対象債権者に含まれるとされている。ガイドラインQA「Q. 7-28」参照。

³ ガイドライン第7項（3）④ロ）は「弁済計画の履行に重大な影響を及ぼす恐れのある債権者については、対象債権者に含めることができる」としている。

⁴ ガイドラインQA「Q. 7-28」参照。

- ・ また、固有債権者は、ガイドラインの保証債務整理の対象債権者に含まれない場合であっても、保証人から当該固有債務の整理に関する協議を求められたときは、誠実に対応することが期待される。

5. 対象債権者における対応の明確化

(1) ガイドラインに基づく保証債務の整理への誠実な対応

- ・ 対象債権者は、保証人の破産の回避に向け、主たる債務者及び保証人からガイドラインに基づく保証債務の整理の申出を受けた場合には、主たる債務者及び保証人が財産開示に非協力的ではないか、対象債権者に経済合理性がないか等の合理的不同意事由の有無につき、ガイドライン第7項(1)イ)からニ)⁵に基づき判断し⁶、主たる債務者及び保証人の意向を真摯に検討の上、廃業手続に早期に着手したことが、保有資産等の減少・劣化防止に資する可能性があることなども十分斟酌し、ガイドラインに基づく保証債務の整理に誠実に対応する。

(2) 保証債務の履行

- ・ 対象債権者は、ガイドライン第7項(3)③やガイドラインQA第7項(3)「③保証債務の履行基準」(Q. 7-13ないしQ. 7-21)に従い、廃業手続に早期に着手したことによる保有資産等の減少・劣化防止に伴う回

⁵ ガイドライン第7項(1)イ)は「対象債権者と保証人との間の保証契約が第3項の全ての要件を充足すること」、同項(1)ロ)は「主たる債務者が破産手続、民事再生手続、会社更生手続若しくは特別清算手続(以下「法的債務整理手続」という。)の開始申立て又は利害関係のない中立かつ公正な第三者が関与する私的整理手続及びこれに準ずる手続(中小企業活性化協議会による再生支援スキーム、事業再生ADR、私的整理に関するガイドライン、中小企業の事業再生等に関するガイドライン、特定調停等をいう。以下「準則型私的整理手続」という。)の申立てをこのガイドラインの利用と同時に現に行い、又は、これらの手続が係属し、若しくは既に終結していること」、同項(1)ハ)は「主たる債務者の資産及び債務並びに保証人の資産及び保証債務の状況を総合的に考慮して、主たる債務及び保証債務の破産手続による配当よりも多くの回収を得られる見込みがあるなど、対象債権者にとっても経済的な合理性が期待できること」、同項(1)ニ)は「保証人に破産法第252条第1項(第10号を除く。)に規定される免責不許可事由が生じておらず、そのおそれもないこと」としている。

⁶ ガイドラインQA「Q. 3-3」は「債務整理着手後や一時停止後における適時適切な開示等の要件は、厳格に適用されるべきものと考えられますが、他方、債務整理着手前や一時停止前において、主たる債務者又は保証人による債務不履行や財産状況等の不正確な開示があったことなどをもって直ちにガイドラインの適用が否定されるものではなく、債務不履行や財産の状況等の不正確な開示の金額及びその態様、私的流用の有無等を踏まえた動機の悪質性といった点を総合的に勘案して判断すべきと考えられます」としている。

回収見込額の増加額⁷について、合理的に見積もりが可能な場合は、当該回収見込額の増加額を上限として、破産手続における自由財産の考え方を踏まえつつ、事業清算後の新たな事業の開始等のため、一定期間の生計費に相当する額や華美でない自宅等を、当該保証人の残存資産に含めることを検討するなど、保証債務の履行請求額を判断する。

- ・ また、対象債権者は、保証人に自由財産⁸を超える保有資産がない等、保証人の保証履行能力の状況によっては、保証人が対象債権者に対し、弁済する金額が無い弁済計画（いわゆるゼロ円弁済）もガイドライン上、許容され得ることに留意する⁹。

6. 主たる債務者及び保証人における対応

- ・ 主たる債務者及び保証人は、廃業を検討するに至る以前において、法人と経営者との関係の明確な区分・分離に向けた取組み、財務状況の正確な把握、適時適切な情報開示等による経営の透明性確保に向けた取組みや、財務状況及び経営成績の改善を通じた返済能力の向上に向けた真摯な努力を行っていることが求められる。
- ・ 主たる債務者及び保証人は、廃業手続に早期に着手したことによる保有資産等の減少・劣化防止に伴う回収見込額の増加額¹⁰について、合理的に見積

⁷ 廃業する場合の「回収見込額の増加額」について、主たる債務者が清算型手続の場合、合理的に見積もりが可能な場合には、①から②を控除して算出する（ガイドラインQA「Q. 7-16」参照）。

①現時点において清算した場合における主たる債務及び保証債務の回収見込額の合計金額

②過去の営業成績等を参考としつつ、清算手続が遅延した場合の将来時点（将来見通しが合理的に推計できる期間として最大3年程度を想定）における主たる債務及び保証債務の回収見込額の合計金額

※ ガイドラインQA「Q. 7-16」は「準則型私的整理手続を行うことにより、主たる債務者又は保証人の資産の売却額が、破産手続を行った場合の資産の売却額に比べ、増加すると合理的に考えられる場合は、当該増加分の価額も加えて算出することができます。」としている。

⁸ 自由財産とは、①債務整理の申出後に新たに取得した財産、②差押禁止財産（生活に欠くことのできない家財道具等）、③現金（99万円）、④破産法第34条第4項に基づく自由財産の拡張に係る裁判所の実務運用に従い、通常、拡張が認められると考えられる財産をいう（ガイドラインQA「Q. 7-23」参照）。

⁹ ガイドライン第7項（1）ハは「主たる債務及び保証債務の破産手続による配当よりも多くの回収を得られる見込みがあるなど、対象債権者にとっても経済的な合理性が期待できること」と記載されているが、ゼロ円弁済であっても経済的な合理性が期待できることを否定していない。

¹⁰ 注7を参照。

もりが可能な場合は、当該回収見込額の増加額を上限として、事業清算後の新たな事業の開始等のため、一定期間の生計費に相当する額や華美でない自宅等も保証人の残存資産に含まれる可能性があることも踏まえ、廃業の検討を行うものとする。

- ・ 主たる債務者は、廃業の検討に至った場合、直ちに対象債権者に申し出るとともに、財産状況等（負債の状況を含む。）について適時適切に開示する。また、支援専門家に相談する等、従業員・取引先を含めた地域経済への影響も踏まえ、迅速かつ誠実に対応するものとする。
- ・ 主たる債務者は、廃業を決断するに当たっても、支援専門家に相談する等して、事業の売却先を検討する等、当該地域における雇用を守るための取組みについても、可能な範囲で検討を行うものとする。
- ・ 保証人は、弁済計画案の策定に当たり、誠実かつ丁寧に表明保証を行うとともに、対象債権者からの情報開示の要請に対して正確かつ丁寧に信頼性の高い情報を可能な限り早期に開示・説明する。

7. 支援専門家¹¹における対応

- ・ 支援専門家は、主たる債務者からの廃業の相談を受けるに当たり、破産手続を安易に勧めるのではなく、損益及び財産の状況、業績と資金繰りの見通し等の主たる債務者の経営状況や事業売却の可能性、対象債権者との協議状況、対象債権者の経済合理性、従業員・取引先を含めた地域経済への影響なども考慮したうえで、主たる債務者の意向を踏まえて、債務整理の方法を検討することとする。
- ・ 特に、主たる債務者がやむを得ず破産手続による事業清算を行うに至った場合であっても、支援専門家は、保証人に、破産手続を安易に勧めるのではなく、対象債権者の経済合理性、固有債権者の有無や多寡、保証人の生計維持、事業継続等の可能性なども考慮したうえで、保証人の意向を踏まえて、ガイドラインに基づく保証債務の整理の可能性を検討することとする。
- ・ その際、廃業手続に早期に着手したことによる保有資産等の減少・劣化防止に伴う回収見込額の増加額¹²について、合理的に見積もりが可能な場合は、

¹¹ ガイドライン第5項(2)ロ)は支援専門家を、「保証人の債務整理を支援する専門家(弁護士、公認会計士、税理士等の専門家であって、全ての対象債権者がその適格性を認めるものをいう。)」としている。

¹² 注7を参照。

当該回収見込額の増加額を上限として、事業清算後の新たな事業の開始等のため、一定期間の生計費に相当する額や華美でない自宅等も保証人の残存資産に含まれる可能性があることにも配慮する。

- また、支援専門家は、対象債権者との間では、望ましい情報開示の内容・頻度について認識を共有するとともに、保証人に対し、資力に関する情報を誠実に開示することの重要性を理解させるため、自ら開示し、その内容の正確性について表明保証を行った資料の状況が事実と異なることが判明した場合（保証人の資産の隠匿を目的とした贈与等が判明した場合を含む。）には、免除した保証債務及び免除期間分の延滞利息も付した上で、追加弁済を行うことになること¹³を十分説明することとする。
- 支援専門家は、保証人に固有債務が存在し、保証人の弁済計画の履行に重大な影響を及ぼすおそれがある場合、以下の対応を検討することとする。
 - ① 保証人の固有債務が過大で、保証人の弁済計画の履行に重大な影響を及ぼすおそれのある固有債権者については、対象債権者に含めることができることを踏まえ、対象債権者の範囲を検討する。
 - ② 保証人に、基準日¹⁴以降に発生する収入が見込まれる場合には、事案に応じ、当該収入を固有債務に対する返済原資とした個別和解を検討する。
- 支援専門家は、保証人に自由財産を超える財産がない等、保証人に保証履行能力がないために弁済が見込めない場合において、主たる債務者の事業清算手続が長期化しているときは、主たる債務者の事業清算手続と並行して保証債務の整理を行うことを検討することが望ましい。

¹³ ガイドライン第7項(3)⑤ニは、「保証人が開示し、その内容の正確性について表明保証を行った資力の状況が事実と異なることが判明した場合（保証人の資産の隠匿を目的とした贈与等が判明した場合を含む。）には、免除した保証債務及び免除期間分の延滞利息も付した上で、追加弁済を行うことについて、保証人と対象債権者が合意し、書面での契約を締結すること」としている。ガイドラインQA「Q. 7-31」では、「『保証人が開示し、その内容の正確性について表明保証を行った資力の状況が事実と異なることが判明した場合』には、過失の場合も含まれるのでしょうか」に対し、「保証人の過失により、表明保証を行った資力の状況が事実と異なる場合も含まれますが、当該過失の程度を踏まえ、当事者の合意により、当該資産を追加的に弁済に充当することにより、免除の効果は失効しない取扱いとすることも可能です。また、そのような取扱いとすることについて保証人と対象債権者が合意し、書面で契約しておくことも考えられます」としている。

¹⁴ 期限の利益を喪失した日等の一定の基準日を指す。基準日の運用上の留意点については、ガイドライン第7項(3)④イ) b)なお書、ガイドラインQA「Q. 5-4」参照。

8. その他

- 基本的考え方は、令和4年4月15日までに中小企業団体、金融機関団体及び日本弁護士連合会等を通じ、関係者に広く周知を図るとともに、所要の態勢整備に早急に取り組む。
- 令和5年11月に改定した基本的考え方は、令和5年12月31日までに中小企業団体、金融機関団体及び日本弁護士連合会等を通じ、関係者に広く周知を図る。

以 上

改定履歴

年月	改定内容
令和4年6月	令和4年3月4日に新たな準則型私的整理手続として「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」が策定されたこと、また、令和4年4月1日付で中小企業再生支援協議会と経営改善支援センターが統合し中小企業活性化協議会が発足したこと等に伴う改定。
令和5年11月	「経済財政運営と改革の基本方針2023」（令和5年6月16日閣議決定）及び「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」（令和5年6月16日閣議決定）において、企業経営者への早期相談の重要性について周知徹底を行うこととされたことを受け、主たる債務者、保証人、対象債権者及び保証債務の整理に携わる支援専門家に対し、より一層の周知を行っていく観点から、廃業手続に早期に着手することが、保証人の残存資産の増加に資する可能性があること等を明確化する改定。

経営者の皆様へ

経営者保証に関するガイドライン を活用してみませんか

～早期廃業と再チャレンジ～



金融庁・中小企業庁は経営者の
再チャレンジを応援します。

 金融庁
Financial Services Agency

 中小企業庁

「会社の破産」＝「経営者の破産」？



会社の経営が厳しく、廃業を考えている。経営者の個人保証がある場合、会社が破産すると、経営者も破産するしかないのだろうか？

法人が破産しても、「**経営者保証に関するガイドライン**」を活用※し、保証債務を整理することで、個人破産を回避し、再出発できる可能性があります。

※ガイドラインに基づき保証債務を整理した場合、経営者に一定の資産を残すことを認めています。



CHECK

経営者保証に関するガイドラインは、経営者以外の**第三者保証人も利用可能**です。

経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理と個人破産の比較

経営者保証に関するガイドライン

個人破産

対象債権者の範囲

保証債権を有する金融機関、信用保証協会、債権回収会社（サービサー）、リース債権者、固有債務の債権者

全債権者

債権者の同意の要否

対象債権者全員の同意が**必要**

債権者の同意は不要

信用情報登録機関

報告・登録**されない**

報告・登録される

保証人の手元に残せる資産

自由財産 + **インセンティブ資産**※

自由財産

※インセンティブ資産を残すためには一定の要件があります。また、インセンティブ資産を求める場合は、法人の破産等手続終了までに、経営者保証に関するガイドラインの利用について意思表示する必要があります。

経営者保証に関するガイドラインの適用要件

ガイドラインに基づく保証債務整理を申し出る場合は、以下のような要件を充足している必要があります。

- 法人（主債務者）が法的整理（破産、民事再生等）や私的整理及びこれに準じる手続（準則型私的整理手続）を開始申立済みであること
- 対象債権者に経済合理性が期待できること
- 法人（主債務者）及び保証人が弁済について誠実であり、対象債権者の請求に応じ、財産状況等について適時適切に開示していること

廃業時の保証債務整理に関する参考事例

金融庁では、金融機関の「『経営者保証に関するガイドライン』における廃業時の保証債務整理に関する参考事例」を公表しています。ガイドラインの活用を検討する際の参考としてください。

- 金融庁HP
https://www.fsa.go.jp/policy/hoshou_jirei/index.html



どんな資産を手元に残すことができるの？



経営者保証に関するガイドラインに基づき保証債務整理を行った場合、保証人の手元に残すことのできる資産（残存資産）は、個人破産の場合と比べてどうなるの？

個人破産の際に残すことができる自由財産に加え、**経済合理性の範囲内で、一定期間の生計費、華美でない自宅等のインセンティブ資産を残せる可能性**があります。

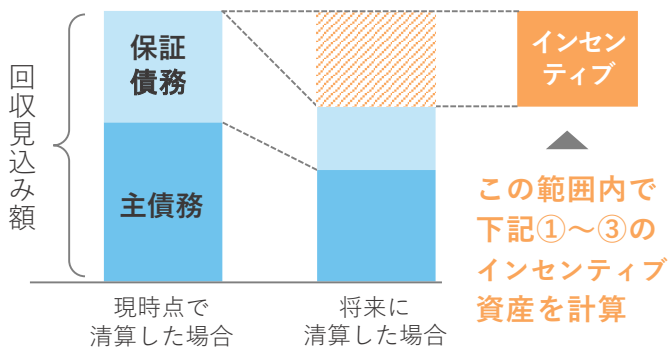


CHECK

廃業等の**早期決断**は、手元に残すことのできる資産の増加の可能性を高めます。

インセンティブ資産の金額

現時点で清算することにより、将来（最大3年程度を想定）に清算した場合よりも、回収見込み額が増加する額がインセンティブ資産の上限となります。



早期決断のメリット

廃業等を早期決断することによって、以下のようなメリットがあります。



- 事業が毀損する前に債務整理をすることで、売掛債権回収の極大化が図られるほか、早期売却価格ではなく市場価格で不動産等を売却できる
- 上記を通じて、金融機関に経済合理性が生まれ、手元に残すことのできる資産を増やせる可能性がある

経営者保証に関するガイドラインにおける残存資産

自由財産

- ① 債務整理申出後に新たに取得した財産
- ② 差押禁止財産（生活に欠くことのできない家財道具等）
- ③ 99万円以下の現金
- ④ 拡張自由財産（破産法第34条第4項に基づく自由財産の拡張に係る裁判所の実務運用に従い、通常、拡張が認められると考えられる財産）

インセンティブ資産

- ① **一定期間の生計費に相当する額の資産**（一定期間×月額33万円）※ 
- ② **華美でない自宅** 
（「華美」であるか否かは、個別の事案ごとに様々な要素をもとに判断）
- ③ その他の資産（破産手続における自由財産の考え方や、その他の個別事情を考慮して判断）

※雇用保険の給付期間を参考に、保証人の個別事情等を勘案して検討

どこに相談すればいいの？



実際に、経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の**手続を進めるためにはどうしたらいいの？**

まずは、**取引金融機関や中小企業活性化協議会、REVIC（地域経済活性化支援機構）、支援専門家（弁護士、税理士等）等へご相談ください。** 早めの相談が、ガイドラインに基づく保証債務整理や、廃業だけでなく、事業再生や事業承継など、**取り得る選択肢を広げます。**



CHECK

「経営者保証に関するガイドライン」について、詳しくは金融庁ウェブサイトをご確認ください。
https://www.fsa.go.jp/policy/hoshou_jirei/index.html



取引金融機関以外の相談窓口

中小企業活性化協議会

廃業段階では、弁護士等の専門家の紹介や、「中小企業の事業再生等に関するガイドライン」等を活用した円滑な廃業に向けての助言、「経営者保証に関するガイドライン」等を活用した経営者等の再スタートに向けての助言・支援を実施しています。
詳しくは、各都道府県の中小企業活性化協議会にご相談ください。

- ▶ 中小企業活性化協議会HP
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/saisei/index.html>



ひまわりほっとダイヤル

日本弁護士連合会及び全国52の弁護士会が提供する、電話で弁護士との面談予約ができるサービスです。中小企業の再生・整理に適した特定調停スキームについてのご相談も受け付けています。

詳しくは、下記ホームページをご確認ください。

- ▶ ひまわりほっとダイヤルHP
<https://www.nichibenren.or.jp/ja/sme/index.html>
- ▶ 電話：0570-001-240
- ▶ 受付時間：月曜日～金曜日（祝日を除く）
10:00～12:00／13:00～16:00



早期相談が重要です！

- ▶ **廃業手続に早期に着手**することが、保有資産等の減少・劣化防止に資する可能性があり、保証人である**経営者個人の残存資産の増加や再スタートに向けた生活基盤の安定に繋がります。**
- ▶ 事業再生や廃業を決断するに当たっては、**取引金融機関や専門家との日々のコミュニケーションや早めの相談が重要**です。



経営者保証に関する情報提供はこちらにお電話ください

経営者保証ホットライン（平日10時～17時）

☎ 0570-067755

※ホットラインの利用者の皆様と金融機関との間の個別トラブルについて、お話を伺った上で、他機関の紹介や論点の整理などのアドバイスは行いますが、あっせん・仲介・調停を行うことは出来ませんので、あらかじめご了承ください。